

2 0 1 7 年 度

事業報告・決算報告

自 2017年4月1日

至 2018年3月31日

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

目 次

事業報告

概要	3
第1 徴収関係	
1 演奏	5
2 録音	8
3 出版	9
4 特定目的複製	9
5 貸与	10
6 複合	10
7 外国入金	12
8 法的措置等	12
第2 違法利用の監視・警告、啓発活動等	
1 インターネット上の監視・警告	13
2 啓発活動等	14
第3 資料関係	15
第4 分配関係	
1 著作物使用料分配規程の変更	16
2 利用曲目報告の増加への対応	16
3 分配の透明性向上のための取組	17
4 2018年3月分配期における管理手数料実施料率の引下げ	17
第5 会務関係	
1 信託契約の締結等	18
2 会員・信託者に対する情報の提供	18
3 社員への事業報告会	19
4 会長選挙及び正会員理事候補者選挙	19
第6 システム関係	19
第7 法人組織・信託契約関係	
1 定款の変更	19
2 会費制度・役員制度等の在り方に関する検討	20
3 著作権信託契約約款の変更	20
4 委託者の意思をより反映する管理の在り方等に関する検討	21
第8 著作権法制関係	
1 保護期間延長及び戦時加算義務解消に向けた取組	21
2 私的複製に係る適正な対価の還元に向けた取組	21
3 著作物の利用円滑化に向けた取組	21
4 その他	22

第9	国際関係	
1	国際著作権組織等との連携	22
2	アジア・太平洋地域を中心とした保護水準の向上を図る対応	23
第10	広報関係	
1	主要メディア等を活用した広報	24
2	JASRAC賞及び定例記者会見	24
3	JASRAC音楽文化賞	25
4	著作権思想の普及に資する取組	26
5	音楽文化の振興に資する取組	27
6	報道関係者との交流促進	27
第11	内部統制システムの整備	27
第12	その他	
1	音楽教室の管理開始に向けた動き	29
2	映画上映の対価還元に関する記者会見	30
3	公正取引委員会への対応等	30
4	組織力強化のための人材育成	31
5	こころ音プロジェクト	31
6	会議の開催	31
7	会員及び信託者の異動	32
8	業務組織の一部変更	33
9	職員の状況	34
参考資料	内部統制システムの整備に関する基本方針	35

概要

2017年度の使用料徴収額及び分配額は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	目標額	実績額	目標比	前年度比
徴収	110,436,598	109,647,620	99.3%	98.1%
分配	109,806,332	110,869,707	101.0%	98.6%

使用料徴収額は、2016年度実績額比で21億7千万円の減となり、目標額を7億8千万円下回った。これは、インタラクティブ配信、広告目的複製等が好調であった一方で、パッケージ市場が縮小する中、ビデオグラム、貸レコード等で減収が続いたこと、遊技機(パチンコ・パチスロ)の入替需要が低調であった影響でゲーム目的複製の徴収が落ち込んだことなどによるものである。

使用料分配額は、2016年度実績額比では16億円の減となったが、目標額を10億6千万円上回った。これは、2016年度下半期及び2017年度上半期の徴収実績を反映したものである。

違法利用に対する法的措置に関しては、BGMについて初の本案訴訟(2件)を提起したほか、録音関係で5件、インタラクティブ配信関係で10件の告訴を行った(12頁)。また、他の権利者団体、インターネットサービスプロバイダ(ISP)、各地の警察等と連携・協力してインターネット上の違法利用への対策を進めた(13頁)。

資料関係では、著作権管理の基盤となる作品・権利情報の受渡しについて、CISACが用いている国際的な標準作品届フォーマット(CWR)や国際的な作品情報データベース(CIS-Net)の活用等による効率化・円滑化を進めた(15頁)。

分配関係では、分配委員会の答申を踏まえ著作物使用料分配規程を変更したほか、利用曲目報告の増加への対応及び分配の透明性向上のための取組を進めた。管理手数料については、一般会計の収支の状況を見定めた上で、2018年3月分配期における実施料率を一部引き下げた(16頁)。

法人組織に関しては、定款改正委員会の答申を踏まえて定款及び「会員資格に関する規程」を変更し、正会員資格の取得条件を緩和した(19頁)。また、著作権信託契約約款に関しては、信託契約約款改正委員会の答申を踏まえ、著作者の自己使用に係る管理の留保又は制限の適用範囲の拡大、管理委託範囲選択サイク

ルの短縮等を内容とする変更を行った(20頁)。

著作権法制関係では、保護期間の延長、戦時加算義務の解消及び私的複製に係る適正な対価の還元の実現に向けた取組を継続したほか、柔軟性のある権利制限規定を導入する場合に権利者の利益を適切に保護することなどを求める意見を知的財産戦略本部に提出した(21頁)。

国際関係では、CISAC総会・理事会・各委員会を始めとする国際会議等の場において国際間の円滑な著作権管理の推進に向けた議論等を行ったほか、国際音楽創作者評議会(CIAM)及びアジア・太平洋音楽創作者連盟(APMA)が東京で開催した総会の運営を支援した(22頁)。

広報関係では、インターネット、放送、全国紙等のメディアを活用して、協会の役割・業務内容に対する理解の促進に努めたほか、著作権思想の普及を目的とする研究支援・寄附講座、2014年度に創設した「JASRAC音楽文化賞」等の事業を継続した(24頁)。

このほか、音楽教室の管理開始に向けて6月に届け出た使用料規程について、2018年3月、文化庁長官の裁定によりその実施が認められたことを受け、同年4月1日から利用許諾手続を開始することとし、利用者に周知した(29頁)。

第1 徴収関係

1 演奏

(1) 演奏等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
上演	38,958	55,809	143.3%	86.6%
演奏会等	6,114,456	6,487,278	106.1%	102.7%
社交場	2,006,556	2,096,705	104.5%	104.9%
カラオケ	12,591,850	12,501,672	99.3%	98.6%
ビデオ上映	1,371,178	748,742	54.6%	232.3%
合計	22,122,998	21,890,208	98.9%	102.4%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア 演奏会等

大規模公演を中心にコンサート市場が好調であったこと、各地の催物の開催情報を的確に把握して手続を案内し、迅速かつ効率的に許諾業務を進めたことなどから、目標額、2016年度実績額ともに上回った。

イ 社交場

クラブ、ディスコ、ライブハウス等を中心に、積極的な交渉を継続して契約業務を推進したほか、ホテル、結婚式場等の宴会場における音楽の利用状況を再確認した上で、必要に応じて契約内容を見直すなどの対応を進めたことから、目標額、2016年度実績額ともに上回った。

ウ カラオケ

協定¹締結リース事業者と連携して新規店舗との契約締結を迅速かつ確実に進めるとともに、契約店における使用料滞納を早期に解消する取組を継続したが、カラオケ社交場における店舗数及びカラオケ歌唱室の大手チェーンの部屋数が減少したことなどから、2016年度実績額を下回った。

¹ リース先店舗からの利用許諾契約の申込みを取りまとめること等を内容とする協定

エ ビデオ上映

2017年1月から遊技機(パチンコ・パチスロ)における上映・演奏利用の管理を開始したことから、2016年度実績額を大幅に上回ったものの、遊技機の製造が当初の見込みより低調であったため、目標額は下回った。

(2) 放送等

(単位：千円)

種目		目標額	実績額	目標比	前年度比
NHK 民放地上波	包括 使用料	22,156,172	22,574,757	101.9%	99.3%
	曲別 使用料 ²	5,539,993	5,068,713	91.5%	105.5%
民放衛星波		3,447,598	3,405,790	98.8%	97.3%
その他		105,987	107,186	101.1%	107.8%
合計		31,249,750	31,156,447	99.7%	100.1%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア NHK・民放地上波

(ア) 包括使用料

使用料の算定基礎となる放送事業者の2016年度放送事業収入は、次のとおりである。

① NHK

受信契約数の増加等により受信料収入が過去最高であったことから、増加した。

② 民放地上波

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの影響などにより、テレビ・ラジオともに広告収入が堅調であった。

2016年度実績額には2015年度の利用割合の確定に伴う精算の結果生じた追加請求分が含まれていたことなどから、2016年度実績額を下回った。

(イ) 曲別使用料(CM放送使用料)

協会の管理楽曲を継続的に利用している大手企業のCM放送回数

² 広告会社等が制作するCMにおける協会の管理楽曲の放送に係る使用料

が回復傾向にあることから2016年度実績額を上回った。しかし、全体としては当初見込んだほどの伸びが見られず、目標額は下回った。

イ 民放衛星波

BS放送の広告収入が好調を維持したものの、CS放送については、協会の管理楽曲の利用割合を反映(2015年度使用料に遡り反映)したこと及び視聴料収入が減少したことから、目標額、2016年度実績額ともに下回った。

(3) 有線放送等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
有線ラジオ放送	694,547	661,983	95.3%	94.9%
有線テレビジョン放送	4,045,680	4,135,882	102.2%	102.5%
その他	1,116	1,067	95.6%	90.8%
合計	4,741,343	4,798,933	101.2%	101.4%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア 有線ラジオ放送

受信契約数の減少や受信料の低価格化などが続いており、使用料の算定基礎となる有線放送事業者の放送事業収入が減少したことから、目標額、2016年度実績額ともに下回った。

イ 有線テレビジョン放送

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟との協定に基づく使用料率の段階的な引上げ³が行われたこと、同連盟と連携し、使用料の算定に必要な事業収入報告の提出が遅れていた事業者への督促を強化したことなどから、目標額、2016年度実績額ともに上回った。

³ 2010年度から9年間かけて段階的に引き上げることとしており、2018年度が最終年度である。

(4) 映画上映

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
映画上映	191,852	229,017	119.4%	104.2%

協会の管理楽曲を多数利用した日本映画が多くスクリーンで上映されたこと、一部の外国映画の申請漏れへの対応を強化したことなどから、目標額、2016年度実績額ともに上回った。

映画上映使用料における欧州諸国との格差を解消する必要性を周知し（「第12 その他 2」参照）、興行収入や音楽の利用量に応じた使用料とする規定変更に向けた利用者団体との協議を進展させた。

(5) BGM

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
BGM	864,000	600,425	69.5%	82.2%

無許諾利用に対する法的措置の実施（「8 法的措置等」参照）、テレビCM、利用者団体との業務協定の締結等により適法利用率は向上したが、2016年度実績額には過年度分使用料が含まれていたことなどから、同年度実績額を下回った。

2 録音

(1) オーディオディスク

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
オーディオディスク	10,862,532	11,705,333	107.8%	95.6%

CD生産実績の減少が続いており、2016年度実績額は下回ったものの、利用許諾契約に基づき実施した監査等で判明した申請漏れに係る追加請求分の使用料の入金があったこと、無許諾利用への対応を強化したことなどから、目標額を上回った。

(2) ビデオグラム

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
ビデオグラム	11,422,387	9,815,742	85.9%	78.7%

使用料の算定に必要な利用楽曲の報告を怠っているブライダル関連録画物製作事業者への対応を強化するなどして徴収の確保に努めたものの、パッケージ市場の縮小が進んでいることなどから、目標額、2016年度実績額ともに下回った。

3 出版

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
出版等	918,329	893,520	97.3%	91.7%
教科用図書補償金	24,695	22,830	92.4%	90.6%
合計	943,024	916,350	97.2%	91.7%

書籍の重版等の申請漏れへの対応を継続するなどして徴収確保に努めたが、大手楽譜出版社の出版物における協会の管理楽曲の利用が減少したことなどから、目標額、2016年度実績額ともに下回った。

4 特定目的複製

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
広告目的複製	1,199,983	1,386,861	115.6%	110.1%
ゲーム目的複製	4,083,477	2,371,423	58.1%	56.7%
合計	5,283,460	3,758,284	71.1%	69.0%

広告目的複製については、協会の管理楽曲の利用状況は2016年度並みであったが、2015年の著作権信託契約約款の変更による指し値の範囲の拡大が所期の効果を上げ始め、多媒体展開の広告を中心に1件当たりの使用料額が増加したことから、目標額、2016年度実績額ともに上回った。

ゲーム目的複製については、使用料収入の多くを占める遊技機(パチンコ・パチスロ)の製造が低調であったこと、ゲームソフトのパッケージ市場が縮

小していることなどから、目標額、2016年度実績額ともに下回った。

5 貸与

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
貸レコード	2,282,845	2,061,675	90.3%	83.4%
貸ビデオ	586,933	616,069	105.0%	90.4%
合計	2,869,778	2,677,745	93.3%	84.9%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

貸レコード、貸ビデオともに、店舗数及び営業収入の減少が続いていることから、2016年度実績額を下回った。

貸レコードについては、利用実態に即した使用料規定とすることに関して、利用者団体と合意し、2018年3月27日、使用料規程の変更を文化庁長官に届け出た。

6 複合

(1) 通信カラオケ

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
通信カラオケ	7,211,505	7,048,684	97.7%	99.7%

エルダー施設⁴におけるカラオケ利用が増加している一方で、カラオケ社交場及びカラオケ歌唱室の市場における設置台数が減少した結果、目標額を下回った。

⁴ 老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、デイサービスセンター、老人福祉センター等の高齢者向けの施設。介護予防、健康増進を目的とするコンテンツ等を備えたカラオケ機器の設置が増加している。

(2) インタラクティブ配信

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
音楽配信				
ダウンロード	3,054,621	3,227,326	105.7%	95.1%
ストリーム	872,000	744,807	85.4%	83.4%
サブスクリプション	2,455,000	3,285,670	133.8%	145.9%
小計	6,381,621	7,257,805	113.7%	111.0%
動画等配信				
ダウンロード	1,485,000	2,003,920	134.9%	145.3%
ストリーム	3,605,400	4,488,494	124.5%	142.2%
小計	5,090,400	6,492,415	127.5%	143.1%
その他	334,164	447,954	134.1%	122.1%
合計	11,806,185	14,198,174	120.3%	124.1%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。なお、「動画等配信」のサブスクリプションサービスについては、「動画等配信」のダウンロード又はストリームの区分に含めて計上している。

ア 音楽配信

サブスクリプションサービスの契約者数が大幅に増加していることなどから、目標額、2016年度実績額ともに大幅に上回った。

イ 動画等配信

動画投稿(共有)サービスが好調に推移したこと、複数のサブスクリプションサービスについて過年度分の使用料の入金があったことなどから、目標額、2016年度実績額ともに大幅に上回った。

ウ 利用の実情に合わせた許諾・徴収を進めるための協議等

利用の実情に合わせた許諾・徴収を進めるため、動画のサブスクリプションサービス、歌詞・楽譜等の配信、ゲーム配信、業務用BGM配信等に関し、利用者団体と協議、意見交換等を行った。

7 外国入金

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
外国入金演奏	416,780	450,973	108.2%	111.0%
外国入金録音	113,250	99,322	87.7%	102.3%
合計	530,030	550,296	103.8%	109.3%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

SIAE(イタリア)、GEMA(ドイツ)からの演奏権使用料の入金が多かったことなどから、目標額、2016年度実績額ともに上回った。

アジア地域の管理団体については、KOMCA(韓国)からのインタラクティブ配信使用料及びカラオケ機器への録音使用料の入金が増加した。

内国作品の外国地域における利用について、適正な徴収・分配の確保のため、延べ26万曲以上の国際票⁵を所要の団体に提供したほか、作品情報及び動画コンテンツの情報をそれぞれCIS-Net、CIS-Net AVIへ提供した(「第3 資料関係」参照)。さらに、協会が独自に収集した情報(114件)及び会員・信託者から寄せられた情報(14件)を外国の管理団体に提供した。

8 法的措置等

主に次の分野において法的措置等の対応を行った。

(1) 演奏

()内は2016年度

刑事	民事					合計
	本案訴訟	仮処分	民事調停	支払督促	その他	
1件 (1件)	5件 (2件)	16件 (14件)	1,435件 (1,478件)	27件 (15件)	19件 (14件)	1,503件 (1,524件)

6月13日、無許諾でBGMを利用している全国178事業者(352店舗)に対し一斉に民事調停を申し立てた⁶。さらに、7月11日、札幌市及び高松市の事業者に対して、BGMの利用の差止め及び損害賠償を求める初の訴訟を提

⁵ 相互管理契約を締結する団体の間で、作品情報を交換する方法の一つとして使用されているフォーマット

⁶ 163事業者322店舗について、利用許諾契約を締結するなどして解決済みである(2018年3月末現在)。

起した⁷。

また、著作権侵害行為を繰り返していたライブハウスの経営者ら2名に対する著作権侵害差止等請求訴訟について、同経営者らが上告及び上告受理申立てを行っていたが、最高裁は、7月11日、上告棄却及び上告受理申立て不受理を決定し、協会の請求を概ね認容した知財高裁判決が確定した⁸。

使用料の滞納について、民事調停等による解決を図ったほか、滞納額が大きい事業者に対しては、利用許諾契約を解除した上で法的措置を実施するなどの対応を行った。

(2) 録音

著名アーティストのCDを無断で複製してインターネットオークションで販売していた事案、業務用通信カラオケ機器に搭載されているハードディスクを無断で複製してインターネットオークションで販売していた事案等5件の刑事告訴を行った。

使用料滞納について、5件の民事調停を実施した。

(3) インタラクティブ配信

ファイル共有ソフトを悪用した違法配信に対する措置として、10件の刑事告訴を行った。

第2 違法利用の監視・警告、啓発活動等

1 インターネット上の監視・警告

(1) 監視システム（J-MUSE）により収集した侵害情報の活用

- ① 違法音楽ファイル等を配信するユーザーに対し、ファイル等の削除又は利用許諾契約の締結を求めるメールを送信した(546件)。
- ② インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対し、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づく送信防止措置を講じるよう通知した(1,899件)。

⁷ 札幌市の事案については、協会の請求内容を全面的に認める判決が下された(BGMの無許諾利用に係る訴訟で判決が下されたのは初めて)。高松市の事案については、事業者が使用料を清算して利用許諾契約を結ぶことで和解した。

⁸ 著作物の利用主体(著作権侵害主体)については物理的・自然的な観点だけでなく規範的な観点も考慮した上で判断するという考え方が再確認されるとともに、著作権侵害に起因する損害額について協会の実態調査の結果を反映させた合理的な金額が認定・認容されたことから、協会の実態調査に基づく損害立証の正当性も裏付けられた。

(2) ファイル共有ソフトを悪用した侵害への対応

- ① 協会が運営会員となっている「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」(CCIF)が作成したガイドラインに基づき、違法音楽ファイル等の削除を求める通知を侵害者に送るようISPに要請した(7,626件)。
- ② 構内ネットワーク上での違法配信が検知された大学に対して、侵害行為の中止等を求める警告文書を送付し、侵害行為の中止や再発防止策の策定・実施を確認した。

(3) その他

- ① インターネット上のオークション・フリーマーケットの監視業務により、出品された海賊版等侵害品の情報把握に努め、運営者⁹に対し出品情報の削除を要請した(2,149件)。
- ② リーチサイト¹⁰における広告掲載の実態把握を進めるとともに、アフィリエイトサービス事業者に対して、違法な音楽配信サイトへの広告掲載の停止を求めるなど具体的な対策の実施・検証を進めた。
- ③ リーチアプリ¹¹における違法配信の実態把握を進めるとともに、プラットフォーム事業者に対して、アプリの削除を求めるなど具体的な対策の実施・検証を進めた。

2 啓発活動等

- (1) 教育委員会等の協力を得て2011年度から継続的に実施している全国の中高生に対する啓発活動の一環として、北海道、新潟県、岡山県、広島県及び山口県の中学・高等学校(2,255校)に対し、ネットワーク上の著作物の適正利用を呼び掛ける啓発リーフレットを配布した。2017年度は、初めて小学校(北海道及び岡山市内の1,148校)に対しても配布した。
- (2) ブライダルにおけるDVD等録音・録画物の適法利用を推進するため、業界誌の取材に積極的に対応して著作権手続の必要性や手続方法に関する

⁹ フリーマーケット運営者に対する削除要請は初めてである。

¹⁰ 他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト。不正な収益を上げることを目的に運営されているものが多数存在している。

¹¹ リーチサイトのアプリケーション版

記事掲載を促進したほか、業界関連のセミナーへ講師を派遣するなど、情報発信を強化した。

- (3) 店舗でのBGM利用には著作権の利用許諾手続が必要であることを伝えるテレビCMを制作し、北海道、岡山県及び四国4県で放送した。
- (4) 協会が正会員となっている不正商品対策協議会(ACA)が、警察庁と連携して全国7都市(北海道、青森県、千葉県、福井県、京都府、兵庫県及び熊本県)で開催した「ほんと？ホント！フェア」において、来場者(延べ8,600人)に、知的財産の保護と海賊版等の不正商品の撲滅への理解を求めた。

第3 資料関係

CISACが用いている国際的な標準作品届フォーマット(CWR)を導入した。外国作品についてはCWRによる作品届の受付を開始した。内国作品については、CWRによる国際票の提供を開始し、外国団体からの大量の提供依頼に対して迅速かつ効率的に対応した。

CIS-Net¹²への作品情報の提供については、従来アルファベットと数字で表記して提供していたところ、外国団体と情報を交換しながらシステム改修を進めた結果、内国作品のタイトルを漢字と仮名(マルチバイト文字)で表記して提供することが可能となった。また、CIS-Net AVI¹³への情報提供を開始した。

作品届オンライン受付システムの利用の働きかけを進めた結果、内国作品について利用件数が増加した。また、音楽出版者から提出された作品届の内容を当該作品の著作者に通知するリスト¹⁴や、協会が利用実績を把握した作品について著作者に通知する作品届提出依頼リスト¹⁵を送付するなど、きめ細かな作品管理を継続した。

¹² CISACが運営する国際的な作品情報データベース。各加盟団体が管理作品データを提供しており、協会は、2018年3月末までに内国作品約161万件、外国作品(国内で利用された外国作品)約146万件を提供している。協会と管理契約を締結している各団体も同様に提供しており、CIS-Net公開件数は4,600万件を超える。

¹³ CISACが運営する映像情報データベース。協会は、2017年度から情報の提供を開始し、キューシートを保有する邦画・アニメ等の情報(タイトル、制作年等)約8万件を提供している。

¹⁴ 2017年度は、延べ23,124作品分の通知を送付した。

¹⁵ 2017年度は、延べ14,254作品分の通知を送付した。

【参考】作品データベースに登録されている件数の推移

	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末
内国作品	1,777,247	1,883,237	1,990,043	2,099,435	2,224,701
外国作品	2,426,911	2,606,524	2,812,813	3,005,251	3,206,757
合計	4,204,158	4,489,761	4,802,856	5,104,686	5,431,458

(注) 利用実績から作成したデータなども含めた件数であり、一般に公開している作品データベース(J-WID)の件数とは異なる。

第4 分配関係

1 著作物使用料分配規程の変更

分配委員会(2016年10月設置。2018年6月任期満了)の答申を受け理事会は、2018年3月、著作物使用料分配規程の一部変更等を決議した。主な変更点は、次のとおりである。

- ① 動画配信における音楽利用について、より利用の実態に即した分配とするため、従来のリクエスト回数に基づく評価に加え、動画コンテンツにおける各楽曲の収録時間に基づく評価を導入する(2018年12月分配期から適用)。
- ② 遊技機を用いた上映・演奏使用料に係る曲別使用料の分配について、分配期は年4回とすることなどを内容とする分配規程細則を定めた(2018年9月分配期から適用)。

同委員会は、このほか、社交場使用料の分配方法の見直し等について検討を進めた。

2 利用曲目報告の増加への対応

利用曲目報告の増加に対応するため、自動照合機能を活用するとともに、一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)と連携するなどして、効率的な業務を行った。

サブスクリプションサービスの報告件数が増加しているインタラクティブ配信については、自動照合を最大限活用¹⁶して対応した。また、利用楽曲の特定作業の見直しなど、効率化に向けた検討を行った。

¹⁶ サブスクリプションサービスにおける自動照合の比率(リクエスト回数を基礎とした自動照合による作品データベースとの一致率)は97.2%であった。

3 分配の透明性向上のための取組

分配の透明性を高めるために、大量の利用曲目報告データを活用した分配明細の詳細化の検討を進め、インタラクティブ配信について、9月分配期から分配明細データ詳細版の提供を開始した。同データは、分配対象楽曲ごとに、利用された配信サービス、配信年月、リクエスト回数、分配額等の詳細な内訳を記載したものである。

4 2018年3月分配期における管理手数料実施料率の引下げ

2017年度の一般会計における経常費用(業務遂行に要する事業費・管理費)の支出が予算内に収まる見込みとなったことから、支出の見込まれない部分については予備金¹⁷の範囲内で、できる限り早く、多くの受益者に還元することとし、2018年3月分配期に限り、管理手数料実施料率の一部を下表のとおり引き下げた(2018年1月理事会承認)。

使用料の区分	2017年度の実施料率	2018年3月分配期に限り適用した実施料率
演奏等	25%	23%
放送等	10%	9%
有線放送等	10%	9%
業務用通信カラオケ	10%	9%
インタラクティブ配信	10%	9%

(注) 管理手数料実施料率を引き下げた使用料の区分のみを掲載している。
なお、「演奏等」には「映画上映」は含まない。

¹⁷ 予算外の事業支出が発生した場合の備えとして計上しているもので、支出に当たっては理事会の承認を得る必要がある。

第5 会務関係

1 信託契約の締結等

()内は2016年度

	著作者	音楽出版者	その他権利者	合計
新規信託契約締結者数	338者 (328者)	79者 (61者)	1者 (3者)	418者 (392者)
新規入会者数	102者 (137者)	6者 (8者)	2者 (1者)	110者 (146者)

著作権信託契約約款を変更して、外国地域のみ管理委託を可能にし、著作者の自己使用の範囲も拡大するなど、柔軟性を高めることで、より管理を委託しやすい環境を整えた（「第7 法人組織・信託契約関係 3」参照）。これに伴って、信託契約に関するパンフレットを全面改訂し、協会と信託契約を締結することのメリット等をアピールした。

また、協会と信託契約を締結していない著作者を対象としたセミナー「JASRAC Creator's Path」等の開催、「ニコニコ超会議2017」への出演¹⁸などを通じて、委託者の獲得に努めた。

2 会員・信託者に対する情報の提供

会員・信託者にインターネットを通じて分配に関する各種データを提供する明細データ提供システムを利用して、新たに支払予定額データ¹⁹（6月分配期から）及びインタラクティブ配信の分配明細データ詳細版（9月分配期から）の提供を開始した。

また、協会ホームページ内の会員・信託者向けページに、各種規程の変更、音楽教室の管理、公正取引委員会への対応、会員・信託者の自己使用に関する解説等の情報を順次掲載し、迅速な情報提供に努めた。

¹⁸ インターネットを中心に活動しているネットクリエイターの権利面などを支援している一般社団法人日本ネットクリエイター協会(JNCA)が出席するブースに職員がゲストとして出演してネットクリエイターと対談を行い、協会との信託契約締結のメリット、管理委託範囲、海外で作品が利用された場合等について解説した。当日の様子はニコニコ生放送で配信された。

¹⁹ 各分配期の送金額等のデータを分配日前にオンラインで提供する。

3 社員への事業報告会

11月15日、社員²⁰を対象として、事業報告会を開催し、9月末までの事業の執行状況、年度目標の達成見込み等について報告した。

4 会長選挙及び正会員理事候補者選挙

(1) 会長選挙

会長の任期が2018年3月31日をもって満了することから、同年1月から会長選挙を実施した。その結果、いではく正会員が当選した(同年4月1日付けで就任)。

(2) 正会員理事候補者選挙

理事の任期が2018年6月開催予定の定時社員総会終結時をもって満了することから、同年1月から正会員理事候補者選挙を実施した。作詞者区分、作曲者区分において立候補者が定数(各6人)を上回ったことから、正会員による投票を実施し、区分ごとに得票数上位6人が当選した。

当選人は、定款に基づき会長が推薦する学識経験者等区分の候補者と併せて、同年5月の理事会における審議を経て、次期理事の選任議案として定時社員総会に付議される予定である。

第6 システム関係

ビデオグラムシステム²¹及び分配書類システム²²の再構築に向けた開発作業を進めたほか、作品届や許諾申請等の受付を行う各種EDIシステムについて、利便性の向上や業務の効率化を目的とする機能の改善を実施した。

第7 法人組織・信託契約関係

1 定款の変更

²⁰ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」における「社員」。協会においては正会員がこれに当たる。

²¹ ビデオグラム録音使用料の請求計算及び分配計算を行うシステム

²² 種目ごとに行われる使用料の分配計算のデータを統合し、分配明細書や送金データなどの作成を行うシステム

定款改正委員会(2016年10月設置。2018年6月任期満了)は、柔軟性のある組織運営の在り方に関する課題のうち、会員制度・社員資格について検討を重ね、正会員資格の取得条件の具体的な緩和方法について、4月、理事会に答申した。

この答申を踏まえ、次の2点を主な内容²³とする定款及び「会員資格に関する規程」の変更を行った²⁴。

- ① 入会后経過期間基準²⁵を現行の3年から1年に短縮する(6月定時社員総会で可決、7月1日施行)。
- ② 分配実績額基準²⁶を現行の「3年連続で30万円超」から「2年間の合計で40万円超」に変更する(7月理事会で決議、7月6日施行)。

2 会費制度・役員制度等の在り方に関する検討

定款改正委員会は、10月以降、柔軟性のある組織運営の在り方に関する課題のうち、入会金制度・会費制度・役員制度に関する検討を進めた(2018年4月理事会に答申)。

3 著作権信託契約約款の変更

信託契約約款改正委員会(2016年10月設置。2018年6月任期満了)は、委託者の意思をより反映する管理の在り方等に関する審議結果をまとめ、4月、理事会に答申した。

これを受け理事会は、上記答申を踏まえた著作権信託契約約款変更案を作成し、同変更案は、6月の定時社員総会において可決された(8月1日施行)。主な変更点は、次の4点である。

- ① 外国地域のみ管理委託を可能とする。
- ② 著作者の自己使用に係る管理の留保又は制限の適用範囲を拡大する。
- ③ 管理委託範囲の選択サイクルを短縮する。
- ④ 反社会的勢力の排除に関する規定を新設する。

²³ このほか、入会希望者及び正会員資格取得申込者の事務的負担を軽減するため、提出書類の見直しを行った。

²⁴ この変更により、正会員資格の取得条件を満たす者として理事会で承認された準会員の数は大幅に増加した。

²⁵ 入会后一定期間以上経過していなければ、正会員になることができないという基準

²⁶ 正会員資格の取得申込みに当たり満たす必要がある分配実績額の基準

さらに、管理委託の促進のため、「著作権信託契約の締結手続及び承継の届出手続に関する規程」を変更した(7月6日施行)。

4 委託者の意思をより反映する管理の在り方等に関する検討

信託契約約款改正委員会は、10月以降、委託者の意思をより反映する管理の在り方等に関して検討を進め、次の4点について方向性を確認した(2018年4月理事会に答申)。

- ① 管理の空白部分²⁷の解消について
- ② 歌詞・楽曲を広告に利用させる際の管理の留保又は制限について
- ③ 共同著作の場合の分配率について
- ④ 委嘱作品の初演等に係る管理の留保又は制限について

第8 著作権法制関係

1 保護期間延長及び戦時加算義務解消に向けた取組

2018年2月、知的財産戦略本部が実施した意見募集²⁸に対し、著作権保護期間の延長²⁹、戦時加算義務の解消を早期に実現すべきであるとの意見を提出した。また、戦時加算義務の早期解消を訴えた新聞広告³⁰を出稿した。

2 私的複製に係る適正な対価の還元に向けた取組

文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」(5月設置)に世古常任理事が委員として参加し、私的複製に係る適正な対価の還元について議論を行った。

3 著作物の利用円滑化に向けた取組

権利者不明著作物の利用の円滑化のため、協会のほか写真、文芸などの権

²⁷ 外国地域における権利のうち、現在、協会が一律に管理対象外としている部分

²⁸ 「知的財産推進計画2018」の策定に向けた意見募集

²⁹ 2018年3月、著作権の保護期間を70年とすること等が盛り込まれた「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(2016年12月9日可決・成立、同月16日公布)のうち、現状未施行となっている規定について、施行期日を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11協定)の発効日に改正することなどを内容とする「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

³⁰ 2018年2月28日付け読売新聞に、協会が取り組む国際的課題の解決促進を目的として、いで会長と自由民主党の岸田文雄政務調査会長との対談広告を出稿した。

利者団体で組織されたオーファンワークス実証事業実行委員会において、裁定制度³¹における利用者の負担を軽減する方策の検討及びその効果を検証するための実証事業を行った。

また、著作物の適法かつ円滑な利用を促進するため、音楽分野の権利者団体等³²で組織された権利情報集約化等協議会において、音楽分野の権利情報を一括検索できるプラットフォーム構築に向けた実証事業として「音楽権利情報検索ナビ」を開設(2018年2月1日～28日)した。

4 その他

1の意見募集に対し、柔軟性のある権利制限規定を導入する場合に著作者の利益を適切に保護すること、リーチサイト等のインターネット上の著作権侵害行為への対応を強化すること、デジタル化により様々なビジネスモデルが登場する中で権利者に適正な対価を還元すること³³などを求める意見を提出するなど、権利者の利益を保護するための取組を行った。

第9 国際関係

1 国際著作権組織等との連携

CISAC³⁴総会・理事会・各委員会のほか、BIEM³⁵総会・執行委員会などの国際会議(下表参照)への出席及び外国団体への訪問・電話会議等を通じて、国際間の著作権管理に関する諸問題の解決及び円滑な著作権管理の推進に向けた議論や情報交換を行った。また、11月に東京で開催された国際音楽創作者評議会(CIAM)³⁶の総会の運営支援を行った。

³¹ 著作者が不明などの場合、権利者に代わって文化庁長官が著作物の利用を認めることができる制度

³² 著作権管理団体、レコード製作者団体、実演家団体及びネットクリエイター団体

³³ インターネット上の各種サービスに強い影響力を持つプラットフォーム事業者が、権利者に適正な対価を還元していないことに対する問題提起が、CISACなどによりなされている(「transfer of value」「value gap」と表される。)

³⁴ 著作権の保護を目的とする国際組織。世界中の音楽、映像、演劇、文芸及び視覚芸術の著作権の集中管理を行う団体によって構成されている。協会は、1960年に加盟し、1980年以降は20の理事団体の一つに選出され、運営に参画している。

³⁵ 音楽著作権のうち録音権を管理する団体の国際組織。協会は、1968年に加盟し、正会員として運営に参画している。

³⁶ CISACの諮問委員会として設立された音楽創作者の国際評議会。総会がアジア地域で開

【参考】 役職員が出席した国際会議

	日程	開催場所
CISAC 団体出版者フォーラム	4月20日	アムステルダム
CISAC アジア太平洋委員会	5月9日～11日	ソウル
CISAC 理事会・総会 BIEM 執行委員会・総会	6月6日～9日	リスボン
CISAC メディア実務委員会	10月10日～11日	ブダペスト
CISAC 団体出版者フォーラム クロス・インダストリー・プロジェクト ³⁷	10月24日～27日	ナッシュビル
CISAC アジア太平洋委員会	11月1日～2日	台北
CISAC 理事会	12月6日～7日	ケープタウン
CISAC 音楽団体戦略会議 CISAC 執行ガバナンス委員会	2018年2月6日～7日	パリ
CISAC 理事会 BIEM 執行委員会	2018年3月13日～14日	パリ
CISAC 情報サービス委員会専 門家グループ会議	2018年3月20日～21日	ミラノ
CISAC ビジネス実務委員会	2018年3月22日～23日	ミラノ

2 アジア・太平洋地域を中心とした保護水準の向上を図る対応

CIAMの地域組織であるアジア・太平洋音楽創作者連盟(APMA)³⁸の執行委員会が5月にソウルで開催され、アジア・太平洋地域の音楽創作者が直面している諸問題の解決に向けた働きかけを内容とする「ソウル宣言」が採択された。11月には、東京でAPMA総会が開催され、映画上映における対価の適正化の必要性などを盛り込んだ「東京宣言」が採択された。協会は、アジア・太平洋地域の創作者の権利及び利益の保護を図るため、これらの活動に協力した。

催されたのは初めて

³⁷ 創作者、音楽出版者、管理団体間で共通の懸案事項について検討するためのプロジェクト

³⁸ 2016年11月に設立され、協会の都倉俊一特別顧問が初代会長を務めている。

また、CISACアジア太平洋委員会が主催する管理団体のための研修(6月「資料・分配」、2018年3月「演奏許諾」)に職員を講師として派遣し、国際ルールの基本知識の習得、各団体の状況に応じた適切な管理業務の確立等に必要な情報の提供を行った。

このほか、文化庁及び世界知的所有権機関(WIPO)が主催する研修(2018年3月)などのアジア・太平洋地域を中心とする来会者の受け入れ(25か国91人)などを通じて、各国・地域の管理水準の向上に資するため、管理事業についての情報提供や意見交換等を行った。

第10 広報関係

1 主要メディア等を活用した広報

協会の役割等に関する正しい理解を広めることを目的に、主に次の広報を行った。

- ① 「THE JASRAC SHOW!」³⁹の配信
- ② ニコニコ生放送特別番組「今、音楽著作権の管理を考える」(9月)及び「激論JASRAC」(12月)への浅石理事長の出演
- ③ 全国紙3紙への広告(協会が権利主張だけでなく音楽文化発展のための様々な取組を行っていることをアピールする広告)の出稿(7月及び11月)
- ④ 読売KODOMO新聞及び毎日小学生新聞への記事広告の出稿(11月)
- ⑤ 中高生を主な聴取者とするラジオ番組「SCHOOL OF LOCK!」(TOKYO FM)におけるCM放送
- ⑥ 放送番組の取材への協力

2 JASRAC賞及び定例記者会見

5月24日、2016年度分配額上位の作品の著作者及び音楽出版者を表彰した。また、同日、定例記者会見(38社63人の報道関係者が出席)を行い、2016年度に実施した事業の概要を説明した。

³⁹ ニコニコ生放送において、協会に関する情報を提供する番組

(敬称略)

金賞「糸」	
作詞者・作曲者	中島 みゆき
音楽出版者	株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス
銀賞「名探偵コナンBGM」	
作曲者	大野 克夫
音楽出版者	株式会社読売テレビエンタープライズ
銅賞「ドラゴンクエスト序曲」	
作曲者	すぎやま こういち
音楽出版者	スギヤマ工房有限公司
国際賞「FAIRY TAIL BGM」	
作曲者	高梨 康治
音楽出版者	株式会社テレビ東京ミュージック
外国作品賞「DAYDREAM BELIEVER」	
作詞者・作曲者	JOHN C.STEWART
音楽出版者	【O.P. ⁴⁰ 】 SCREEN GEMS EMI MUSIC INC 【S.P. ⁴¹ 】 イーエムアイ音楽出版株式会社 フジパシフィック事業部

3 JASRAC音楽文化賞⁴²

11月17日、外部有識者で構成する選考委員会における選考の結果、次の3

⁴⁰ Original Publisherの略称。著作者と直接契約を締結した音楽出版者をいう。

⁴¹ Sub Publisherの略称。O.P.から日本における楽曲の著作権の管理権限を付与されている音楽出版者をいう。

⁴² 売上や利用実績などの数字には表れない地道な活動を行っている個人・団体・作品等に光を当て、音楽文化の発展に寄与した功績を称え顕彰することを目的として2014年11月に創設したもので、2017年度が4回目となる。

者を顕彰した。

【受賞者/顕彰理由】

(順不同)

ロビン・トンプソン氏
琉球古典音楽の三線譜、歌唱部を精緻な五線譜で表し、楽曲の形式等の分析、歌詞の英訳など、口頭伝承されてきた琉球古典音楽の構造を内外の実演家・愛好家や研究者に解き明かした。
團伊玖磨さんの音楽を楽しむ会 代表 中野 政則氏
團伊玖磨氏が作曲した壮大なスケールを持つ作品を、ゆかりの地で、地域の人々と歌い継ぐ活動を長年にわたり牽引した。創作の舞台となった郷土の人々と作家の想いを、音楽の持つ力で深く豊かに結びつけた。
「左手のアーカイブ」プロジェクト 主宰 智内 威雄氏
"左手のためのピアノ作品"の発掘・紹介等に努めたほか、幼児から高齢者まで広い層に片手演奏を紹介・指導するなどして、片手演奏の認知向上・普及振興に取り組み、音楽の新たな魅力と可能性を広げた。

4 著作権思想の普及に資する取組

著作権制度やその関連ビジネスの分野に精通した人材の育成に寄与するため、以下の事業を実施した。

(1) 研究会(奨学寄附)

東京大学大学院「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」

(2) 寄附講座・寄附科目

- ① 立教大学寄附講座「音楽文化とメディアのこれから」
- ② 国立音楽大学寄附講座「音楽著作権法入門」
- ③ 放送大学教養学部寄附科目「著作権法概論」
- ④ 横浜国立大学「コンテンツビジネス研究会」(公開セミナー)、寄附講座「コンテンツ産業と法制度」
- ⑤ 九州大学寄附科目「クリエイティブ産業と法」

(3) J A S R A C シンポジウム

「著作権法上の“引用”を考える」をテーマとし、シンポジウムを開催した。

5 音楽文化の振興に資する取組

(1) 「青少年のための音楽鑑賞会『音楽職人が創るステージ』」

9月30日、若年層に生演奏の素晴らしさを体験する機会を提供するとともに著作権の大切さを伝えることを目的とする公演を熊本県宇土市において開催した(10月1日、同県八代市においても開催)。本公演に先立ち、7月には、出演者であるプロの演奏家が、開催地の中学校の吹奏楽部員に演奏指導を行った。

(2) 昭和の歌人たち～日本の歌謡史を彩った作家達～

昭和時代に活躍した作家に焦点を当て、作品を次世代へ伝えることを目的とする催物を開催した(9月7日千葉県松戸市、2018年1月20日東京都福生市)。当日の様子は、NHK BSプレミアムで放送された。

6 報道関係者との交流促進

2018年2月6日、協会の役割や業務内容の理解を促進することを目的として、役員と報道関係者との記者懇談会を開催した。

第11 内部統制システム⁴³の整備

協会は、2010年4月、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(35頁以降に全文を掲載)を理事会において決議し(2015年4月、法人法施行規則の改正に合わせて一部変更)、同方針に基づく適正な事業運営に努めている。内部統制の運用状況の概要は次のとおりである。

1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

コンプライアンスの徹底を最優先した事業運営を行うため、「コンプラ

⁴³ 内部統制システムとは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要な体制の総称である。法令上、内部統制システムの整備について決議があるときは、その決議の内容及び運用状況の概要を事業報告に記載しなければならないとされている(法人法123条2項、法人法施行規則34条2項2号)。

「コンプライアンス推進規程」を定め、コンプライアンスに関する研修⁴⁴を実施するなどして、役職員への周知徹底を図った。

コンプライアンス通報⁴⁵に対応するため、コンプライアンス対策室内の社内通報窓口のほか、協会の顧問弁護士が担当する社外通報窓口を協会外に置いている。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

理事会等主要な会議の議事録等は、「文書処理規則」等の業務規程に従って作成し、保存した。

3 損失の危機の管理に関する体制について

「リスク管理規程」「資金の管理・運用に関する規程」等の業務規程を定め、リスクへの対応、協会の財産の損失防止を図った。

大規模災害など不測の事態が発生した場合においても協会の基幹業務が停止することがないように、重要度の高い分野から優先的に「事業継続計画」(BCP)⁴⁶の策定を進めるとともに、その実行体制の確立に向けた検討を進めた。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

2017年度の事業計画及び収支予算を定めた上で、定例理事会を月1回開催したほか、業務運営を円滑に行うため、経営会議及び業務執行会議を定期的で開催し、業務を執行した。

「経理規程」「決裁規則」等の業務規程に沿った決裁、意思決定等を行い、理事の職務執行が円滑に行われるよう努めた。

5 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

⁴⁴ 2017年度は独占禁止法に関する研修を実施した。

⁴⁵ 通報者は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、上記通報窓口申し立てることができることが「コンプライアンス推進規程」に定められている。

⁴⁶ 「突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画」(内閣府「事業継続ガイドライン」)。一般的に、BCP(Business Continuity Plan)と呼ばれる。

監事は、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等と意見交換を行ったほか、経営会議、業務執行会議等の会議に出席するなどして、職務執行の状況及び内部統制の実施状況の把握に努めた。

第12 その他

1 音楽教室の管理開始に向けた動き

(1) 使用料規程の届出、協議及び裁定

6月7日、使用料規程に音楽教室における演奏等に関する規定(2018年1月1日実施)を新設し、文化庁長官に届け出た。

この使用料規程に関して、音楽教育を守る会⁴⁷からの申し出を受けて著作権等管理事業法に基づく協議を行ったものの不成立となり、12月21日に同会が文化庁長官に対して同法に基づく裁定の申請⁴⁸を行ったため、実施を一時保留した。

2018年3月7日、文化庁長官は、同会の主張を退け、同日を実施日とする裁定を行った。この裁定を踏まえ、楽器メーカー・楽器店が運営する音楽教室を対象とした利用許諾手続を2018年4月1日から開始することとした。

(2) 請求権不存在確認訴訟

6月20日、音楽教育を守る会の会員247事業者⁴⁹が、音楽教室における演奏には著作権が及ばないとして、協会が請求権を有しないことを確認する訴えを提起した⁵⁰。協会は応訴し、第1回口頭弁論期日(9月6日)以降、3回の弁論準備手続期日が行われ、原告の主張には誤りがある上に、請求の具体的内容が特定されていないなど訴訟の要件を備えていないことを主張した。

(3) 周知活動等

6月7日、使用料規程の届出後に記者会見を行い、「創造のサイクル」を維持するという協会の管理方針を説明した。この会見では、いで会長、渡

⁴⁷ 音楽教室事業を営む企業・団体が協会の管理開始の動きに対抗するために組織した任意団体。会員数は、ヤマハ音楽振興会、河合楽器製作所など370者(2018年4月現在)。

⁴⁸ 請求権不存在確認訴訟の判決が確定するまで使用料規程の実施を保留することを求めるもの

⁴⁹ その後、1事業者が訴えを取り下げた。

⁵⁰ 7月、4事業者が同様の訴訟を提起した。

辺俊幸理事が創作者の立場から理解を求めた。

2018年3月8日、文化庁長官の裁定(上記(1))を受けて記者会見を行い、利用許諾手続を2018年4月1日から開始することなどを説明した。

2018年3月28日、楽器メーカー・楽器店が運営する音楽教室(865事業者7,260施設)に対して、利用許諾手続に関する案内文書を送付した。

このほか、協会ホームページ内特設ページの開設、全国紙や雑誌、ウェブサイトへの広告出稿などを通して、音楽教室における演奏等の管理について広く理解を求めた。

2 映画上映の対価還元に関する記者会見

映画上映における対価の適正化等について問題提起する「東京宣言」が、11月、APMA総会で採択された(「第9 国際関係 2」参照)。協会はこれに合わせて記者会見を行い、日本において特に外国映画の上映使用料(映画の上映に伴って再生される音楽に係る著作物使用料)が欧州諸国と比較して著しく低い水準にとどまっているという現状、協会の取組等を説明した。その上で、国内外の著作者、外国の著作権管理団体等から、映画において音楽が重要な役割を果たしていること、日本でも創作者に適正な対価が還元されるべきであることについて理解を求めるメッセージが寄せられていることを紹介した。

3 公正取引委員会への対応等

審判請求の取下げ(2016年9月)により確定した排除措置命令に基づく一連の手続を進め、8月10日の措置報告をもって全て完了した。

月日	手続
4月12日	管理楽曲の利用割合を反映した放送使用料の徴収方法について、公正取引委員会に承認を申請 (→申請どおり承認)
6月7日	理事会において、利用割合を反映させずに放送等使用料を算定する行為を取りやめること及び再度行わないことを決議

6月16日	関係先へ6月7日の理事会決議の内容等を通知する方法について、公正取引委員会に承認を申請 (→申請どおり承認)
7月24日	委託者、放送事業者及び他の管理事業者へ「公正取引委員会の排除措置命令に基づく通知」と題する文書を発送
8月10日	公正取引委員会に措置報告

4 組織力強化のための人材育成

著作権管理の一層の充実を図るため、公益社団法人著作権情報センター(CRIC)や一般社団法人日本音楽出版社協会(MPA)が主催するセミナー・研修等を職員に受講させた。

組織力を強化するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定・公表した行動計画の実進を進めたほか、役職等に応じた階層別研修に加え、各部署の専門知識・技術を習得するための研修を職員に受講させた。

5 こころ音^ねプロジェクト

「こころ音^ねプロジェクト⁵¹」によって集まった震災復興基金(こころ音^ね基金)から建設費用の一部として1,000万円を寄附した釜石市民ホール(岩手県釜石市)が完成し、12月8日に行われた開館記念式典において、いで会長が寄附者を代表して感謝状を受け取った。

こころ音^ね基金については、具体的な支援方法の検討を継続した。

【プロジェクト参加状況等】	2017年度	累計
プロジェクト参加作品・参加者数	30作品・13者	465作品・217者
「こころ音 ^ね 基金」拠出額	1,996,212円	42,498,704円

6 会議の開催

(1) 社員総会

定時社員総会(6月28日)

⁵¹ 東日本大震災からの復興と被災地の音楽文化の振興を音楽作品により継続的に支援するために2011年3月に立ち上げたプロジェクト

[報告事項]

2016年度事業報告・決算報告の件

[決議事項]

第1号議案 定款変更の件【可決】

第2号議案 著作権信託契約約款変更の件【可決】

(2) 理事会

定例理事会 12回

臨時理事会 2回

(3) 監事会 16回

(4) 委員会

広報事業検討委員会⁵² 1回 信託契約約款改正委員会 4回

定款改正委員会 6回 分配委員会 6回

編曲審査委員会 4回 放送委員会 3回

7 会員及び信託者の異動

(1) 会員の異動

ア 正会員の異動

2016年度末現在正会員数 1,404者

2017年度資格取得正会員数 15者

2017年度資格喪失正会員数⁵³ 40者

2017年度末現在正会員数 1,379者

イ 著作者、音楽出版者等正会員数(2018年3月末現在)

作詞者 213者

作曲者 276者

作詞作曲者 639者

音楽出版者 251者

計1,379者

⁵² 広報事業検討委員会の下には、インターネット広報小委員会(2017年度は3回開催)と音楽文化振興事業小委員会(2017年度は4回開催)とが設置されている。

⁵³ 準会員・信託者への変更、信託終了、死亡など

ウ 著作者、音楽出版者等準会員数(2018年3月末現在)

作詞者	1,237者
作曲者	799者
作詞作曲者	1,554者
音楽出版者	485者
著作権の承継者(相続による承継者)	193者
著作権の承継者(相続による承継者を除く)	12者
	計4,280者

(2) 信託者の異動

ア 信託数の異動

2016年度末現在信託数	17,604件
2017年度信託契約新規締結数 ⁵⁴	462件
2017年度信託終了数 ⁵⁵	90件
2017年度末現在信託数	17,976件

イ 著作者、音楽出版者等信託数(2018年3月末現在)

作詞者	3,199件
作曲者	2,638件
作詞作曲者	5,231件
音楽出版者	3,088件
著作権の承継者(相続による承継者)	3,787件
著作権の承継者(相続による承継者を除く)	33件
	計17,976件

8 業務組織の一部変更

4月1日、東京支部と西東京支部を統合し、西東京支部の業務を東京支部に移管した。

⁵⁴ 音楽出版者の事業部を単位とする信託44件を含む。

⁵⁵ 信託者からの申出による信託契約解除など

9 職員の状況

2018年3月末現在の職員数(嘱託職員を含む。)

	男	女	計
本部	193	124	317
支部	124	48	172
計	317	172	489

内部統制システムの整備に関する基本方針

I 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当協会は、「音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与すること」を目的として掲げ、音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽文化の振興に資する事業などを通じて実践している。

当協会は、これらの事業の運営について、その指針となる「JASRAC行動指針」に基づき、コンプライアンスを最優先して適切に行うとともに、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

II 内部統制システムに関する体制の整備

1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（第90条第4項第5号及び法人法施行規則第14条第4号関連）

理事及び職員等が、法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理を持ち、適切に職務を執行していくために、以下の取組を行う。

- (1) 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づき、当協会の社会的信頼の維持及び向上に資するための体制を整備するほか、公益通報者保護に関する体制を整備し、理事及び職員等の適切な職務執行を行う。
- (2) 理事及び職員等に対して、定期的に研修等を実施して、法令及び定款等違反を未然に防止する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（法人法施行規則第14条第1号関連）

理事の職務の執行に係る情報の管理を行い、適正かつ効率的な職務執行に資するため、以下の取組を行う。

- (1) 理事の職務執行に係る情報として、理事会等主要な会議の議事録、社内決裁に係る起案書、各種契約書等を「文書処理規則」等の業務規程に基づき、保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。
- (2) 「電磁的業務情報保護管理規程」等の業務規程に基づき、情報セキュリティ

ティ体制を構築し、文書又は電磁的情報等の漏洩、紛失等を防止するとともに、情報の管理を徹底する。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(法人法施行規則第14条第2号関連)

協会を取り巻く危険やリスクがもたらす損失を予防するとともに、実際に損失が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、以下の取組を行う。

- (1) 「リスク管理規程」等の業務規程に基づき、協会の業務に関する様々なリスクを未然に防止するとともに、実際に損失が発生した場合には、直ちに理事会及び理事長に情報が伝わる仕組みを構築し、損失の最小化に努める。
- (2) 協会の財産の損失を防ぐために、協会財産の管理・運用に係る基準等を定める。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(法人法施行規則第14条第3号関連)

理事の職務執行が効率的に行われるため、以下の取組を行う。

- (1) 各事業年度のはじめまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた経営資源を効率的に活用する。
- (2) 定例理事会を月1回開催する。
- (3) 業務運営を円滑に行うため、理事長、常務理事、常任理事、協会の職員等で組織する経営会議及び業務執行会議を定期的で開催し、理事長若しくは常務理事又は常任理事の職務執行を効率的に行うための審議を行う。
- (4) 「経理規程」、「決裁規則」等の業務規程により、理事及び職員等の職務執行が円滑に行われるよう、その基準を明確に定める。

5 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監事の指示の実効性の確保に関する事項(法人法施行規則第14条第5号から第7号まで関連)

- (1) 監事からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、

速やかに監事補助人を配置するものとする。この場合において、監事に人選に関する意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(2) 監事補助人は、監事（当該監事補助人が補助すべき監事に限る。(3)から(5)までにおいて同じ。）の指示に従いその職務を遂行する。

(3) 理事及び職員等は、監事補助人が監事の指示に従って行う調査に対し、誠実に協力するものとする。

(4) 監事補助人は、その職務について監事以外の者の指揮命令を受けないものとする。

(5) 監事補助人の考課及び異動について監事に意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。

6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制（報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。）（法人法施行規則第14条第8号及び第9号関連）

(1) 理事及び職員等が次の事項を発見したときに遅滞なく監事に報告をするための連絡体制を確立し、それを理事及び職員等に周知徹底する。

① 法令、社会規範又は協会の規程等に違反する事項又は違反するおそれがある事項

② 協会の社会的信頼又は事業運営の公平・公正を失わせる事項又は失わせるおそれがある事項

③ 上記①及び②のほか、協会の業務又は財産に損害を及ぼすおそれがある事項

(2) 上記(1)の報告をした理事又は職員等に対して当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしてはならないものとし、その旨を理事及び職員等に周知徹底する。

(3) 理事会は、監事から上記(2)に反する取扱いがされた疑いがある旨の報告（法人法第100条に規定する報告）を受けたときは、事実関係の究明を図り、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。

7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（法人法施行規則第14条第10号関連）

法人法第106条の規定による費用の前払又は償還の請求その他の請求の手続については、監事の意見を聴取した上で定めるものとする。

8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（法人法施行規則第14条第11号関連）

監事の監査が実効的に行われるため、以下の取組を行う。

- (1) 監事の求めに応じて、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等は、定期的及び随時、監事と意見交換を実施する。
- (2) 監事は、経営会議、業務執行会議その他の重要な会議に出席できるものとする。
- (3) 監事は、職務執行の状況及び内部統制の実施状況を監査するために、理事及び職員等に対して、いつでも報告を求めることができる。報告を求められた理事及び職員等は、当該事項について速やかに報告を行う。

以上